

行政視察等報告書（個人用）

平成 30 年 2 月 19 日

知立市議会議長 様

報 告 者	杉山 千春
日 時	平成 30 年 2 月 9 日（金）
視察（研修）場所	名古屋市中区金山 名古屋都市センター
研修内容	議会が問われる危機管理のあり方
講師	新川 達郎(同志社大学教授)

★研修にあたり

災害大国日本、世界で最も災害リスクの高い国、日本といわれる、その国土に私たちは住んでいる。生活をしている。2011の東日本大震災から7年、また過去の地震災害、台風被害、豪雨災害と自然災害に対し、どこまで行政は、自治体はむきあってきたか。災害の想定外、想定内にどのように対処しようとしているのか？今回「議会が問われる危機管理のあり方」セミナーでは、講師に同志社大学 新川達郎氏、氏は大津市議会BCP策定へ学識経験者として多くのアドバイスをされている。議員として、そして議会としての危機管理のあり方、研修をとおして、更に深めていきたい。

☆ 1、議会と危機管理

① 議会の危機管理体制のあり方

- イ 危機管理の考え方としてあらゆるリスクへの個別的集団的対応
- ロ 議会と議員自身の危機管理の必要性認識
- ハ 議会災害時対応マニュアルの策定
- ニ 議会や市民・地域の被災状況の把握と対応可能な組織体制整備
- ホ 予防、救援、復旧、復興を促進する議会体制確立
- ヘ 危機管理意識のなかった議会からの脱皮

この項での講義の中で、特に議会災害時対応マニュアルの策定は、知立市議会も平成28年2月に「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」をつくり議員の初動活動は明確になり、危機管理の意識はもてるようになったものの、実際の場面で対応できるのか、防災訓練と同様に意識をもった訓練が必要なのでは？と感じた。

② 災害時のリスク管理課題

- イ 「想定外」の大災害への対応を含めて考える

- ロ 危機管理は「想定内」と「想定外」が基本
- ハ 震災、集中豪雨、土砂崩れ、豪雪、テロ、戦争、原子力、疫病など様々な災害対応
- 二 自主的自立的な行動への期待、そして議会としての自主的対応

☆ 2、日本の災害対策:政策体系

① 災害対策基本法改正と制度改革

- ・東日本大震災直後の改正(2012) 第1弾
 - 大規模災害即応力強化：情報収集伝達共有強化、国県の応援業務調整規程改革、団体間応援対象の緊急から一般に拡大、平時化
- ・大規模災害被災者対応改善：国県が自主的に物資供給、供給体制創設広域避難受入
- ・教訓伝承、防災教育努力義務⇒まだ7年しかたっていないのに忘れ去られてはいないか？
- ・地域防災計画の住民参加、個人情報問題

② 2013年災害対策法改正 第2弾

- 大規模災害即応力強化：方針閣議決定、首相の指揮監督権限集中
- ・地方公共団体機能低下の国の応急代行
- ・避難所等平常時規制の適用除外
- ・市町村長の被災者保護;生活環境基準を満たす避難所の指定、罹災証明書
の迅速交付、一元的被災台帳作成、災害救助費用の国立替制度

※宮城県地域防災計画に学ぶ、災害時要援護者の把握と避難・収容対応
東松島市地域防災計画にみる「災害予防対策」

- ・ハード面：災害に強いまちの形成、都市の防災対策、建築物等の
予防対策、ライフライン施設等の予防対策
- ・ソフト面(住民等):防災知識の普及、防災訓練の実施、消防団の育成
強化、地域における防災体制、ボランティアの受入れ、企業等の防災
対策の推進
- ・防災体制組織整備：情報通信網の整備、職員の配備体制、防災拠点等
の整備、相互応援体制の整備、医療救護体制の整備、緊急輸送体制の
整備、複合災害対策、廃棄物対策、災害種別ごとの予防対策
- ・避難対策：避難収容対策、食糧、飲料水及び生活物資の確保
要配慮者への対策

☆ 3、議会と災害

① 議会と地域防災計画

- ・議会の位置づけがほとんどないこれまでの地域防災計画
- ・防災演習への議会・議員の参加:イベント型

・議会の危機管理体制の不備

課題 1:防災計画への議会の参加、執行機関との連携の課題

課題 2 : 議会の防災計画策定、災害時の対応計画、災害対策体制整備等の対応

② 東日本大震災:議会機能停止:震災と津波による施設の被災

3. 11以降は3月議会は議場の確保、定足数に足る議員の出席など議会招集できない条件であった。震災直後の会議は青空会議

また、消防団員、自主防災組織の役員、地元の議員として防災活動、救援活動への関与⇒被害状況の把握、情報収集、執行機関の災害対策本部との連携、復旧時の連絡役、情報受発信



被災者としての議員①災害発生時点での議会・議員としてできること
自らの安全を確保すること、その自助を働かせること。そのうえで、住民のためにできること：公助②議員としての働き方:被災住民の要望を聞きそれを行政に届けて、被災住民と行政との間を取り結ぶ

③ 議会の災害対策体制の確立へ

- ・議会独自の防災計画策定検討
- ・議会災害対策条例制定と条例に基づく議会防災計画策定と議会災害対策体制の設置
- ・業務継続計画(BCP)の策定
- ・BCPによる被災想定下での議会機能の維持：議会機能の移転先機能代替、継続体制へ
- ・議会と議員の災害対応マニュアル作成

★ 大津市議会BCPの概要

時系列にみる基本的行動パターン(添付)

★ 議会BCPの課題

- ・BCPに従えない議会・議員・職員(地域役職がある)
- ・BCPは現実の環境に対応しているか
- ・想定外の災害でも対応行動ができるか
- ・具体的な行動が基準になっているか
- ・使えるBCPに：日常的な訓練と事態ごとに応じた修正

【所感、知立市政への反映に向けた課題等】

今回の研修をうけ、あらためて、議員の災害時行動マニュアル必要性と議員本人の自覚、行動は現実性をおびているか？実際の行動にうつし対応出来るのか？これは市の執行機関との連携、議員が日頃からの災害意識をもつという意識改革の必要性を感じた。また災害などからの復興という点から考えた場合、議会による復興計画の対案づくりや議会からの提案 これは市民参加市民協働によるものとなろう。また防災計画における復興体制への準備、事前復興の考え方をもちながら、災害時等の危機管理を持つということ。多くの課題もあるが、猶予はない。いつ起こってもおかしくない、地震災害に強いまちづくり、そして災害時の対応に誇れる行動ができるよう、さらに進んでいきたい。



※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後1週間以内に提出してください。